

小郡市子ども計画（案）に対するパブリックコメント結果報告

1. 意見募集期間

令和7年3月3日(月)から3月16日(日)まで

2. 実施方法

小郡市子ども計画（案）を市ホームページ、市役所本館1階総合案内、総合保健福祉センターあすてらす こども家庭支援課、生涯学習センター、市内各校区コミュニティセンターで閲覧可能とし、意見提出様式により意見募集を行った。

3. 意見提出者数（意見数）

4名（意見数22件）

4. 意見の概要

| 番号 | ページ | 意見の概要 |
|----|-----|--|
| 1 | 全体 | 「こども・家庭」の「家庭」について、子育て当事者をさしていると思われる場合と子育て家庭として使われている場合があるように思います。何か意図がありますか。 |
| 2 | 全体 | 「こども・若者」と表記しているときと、「こども」でまとめているところがあるように思います。その使い分けについて、どのような意図があるのでしょうか。 |
| 3 | 全体 | 性的マイノリティーやジェンダー平等に対する取り組みも大事なことであると考えますが、小郡市の計画には上がってきていません。どのように考えられますか。 |
| 4 | 全体 | とても、期待できる内容になってと思います。頑張ってください。 |
| 5 | 全体 | 全体的にこども・若者・家庭と関わる地域社会の関係は、支援する・されるではなく、ともに暮らしに関わる関係であることが大切だと思います。 |
| 6 | 全体 | 子育て自体が負担であるような表現があります。いろいろな価値観を認める余白のある表現がうれしいです。 |
| 7 | 全体 | こどもや家庭の課題や困りごとだけではなく、希望や願いも大切にしてほしいです。 |
| 8 | P2 | 第1章 1. 計画策定と背景と趣旨 こどもがおかれている現状を付け加えたらどうでしょうか。 「こどもは社会・環境・家庭・生活等の変化に伴い、大きく変化しています。未来を担う高度で新しい知識や技能を獲得する一方で心や体に様々な課題が見られます。児童虐待・ヤングケアラー・いじめ・ひきこもり等「こどもの最善」が脅かされている・・・」 |
| 9 | P8 | 第2章 3. 大切にしたいポイント (4) それぞれに安心できる居場所がある 「あらゆる場や機会が居場所となるよう」は「物理的な場所にこだわらず」に続く言葉として、「あらゆる場や機会」と言う言葉がどのようなものであるのかわかりづらいです。 |
| 10 | P9 | 第2章 3. 小郡市の基本姿勢 (2) こどもの視点で考える 「こどもの視点に立って関わり方を考えます」こどもの視点に立って考えるのは、「物事」ではなく「関わり方」なのではないでしょうか。 |
| 10 | P9 | 第2章 3. 小郡市の基本姿勢 (7) 資源の発掘はなく、関係がフラットな表現がいいと思います。 |

| | | |
|----|-----|---|
| 11 | P12 | <p>第2章 4. 施策の体系</p> <p>「具体的な取組」に「不登校の子どもへの支援」と「ひきこもりへの支援」の項を追加してはどうでしょうか。年々増加していて、大きな課題だと思います。</p> |
| 12 | P14 | <p>第3章 基本方針に基づく重点項目と取組 1. 子どもの権利を尊重し、最善の利益を実現する《これからの取組》</p> <p>子どもの権利を周知するとともに、権利擁護の必要性を感じます。声を上げれない子どもたちの声を聴き、子どもたちに寄り添い、時には代弁者として対応することができる仕組みや人材の育成が必要であると考えますが、その点についてはどのように考えますか。</p> |
| 13 | P14 | <p>子どもの意見表明に関して、「意見が反映されること」を前提としてしまうと、かえって意見が聞かれにくいように感じるかもしれません。</p> |
| 14 | P14 | <p>子どもの意見は言葉だけで表現されているとは限らないので、遊びや行動、つぶやきなど、すげの子どもが意見や願いを伝えやすい場や環境づくりが大切だと思います。</p> |
| 15 | P18 | <p>第3章 2. ライフステージごとに子どもの育ちと子育てを支える (2) 妊娠から出産、母子支援と幼児期の取組</p> <p>《子育て支援事業》「幼児教育と小学校教育の円滑な接続を行います」の「円滑な接続」とはどういう意味なのでしょう。</p> |
| 16 | P21 | <p>第3章 3. あらゆる子どもと家庭に対し、きめ細やかな支援を届ける</p> <p>《これからの取組》に「不登校の子どもへの支援」と「ひきこもりへの支援」を追加し、具体的な取組を書いてほしいです。</p> |
| 17 | P21 | <p>第3章 3. (2) ヤングケアラーの把握と支援</p> <p>ヤングケアラーの定義について</p> <p>「ヤングケアラーとは・・・日常生活上のケアが原因で・・・」</p> <p>ヤングケアラーとは、日常生活上のケアを「過度に行っている」ことで、子どもの心身・生活に支障が出てきている状態をいうのだと思います。日々のケアに誇りをもって行っている子どももいます。誤解がないように正確に記載をしてほしいと思います。</p> |
| 18 | P23 | <p>第3章 3. (7) 外国にルーツをもつ子ども・家庭の支援</p> <p>保育所(園)などの幼児施設においても、外国にルーツをもつ子どもの入園が増えてきています。幼児施設に対しても、何らかの支援が必要であると思いますが、どのように考えられていますか。言葉の問題や食事等・・・。</p> |
| 19 | P27 | <p>第4章 1. 教育・保育の給付(2) 量の見込及び提供体制の確保方策の考え方</p> <p>「保育士確保支援として処遇改善や〇〇〇など」を挿入してはどうでしょうか。2期支援計画と同じ文言にならず具体的になると思います。</p> |

| | | |
|----|--------|--|
| 20 | P27 | <p>第4章 1. (2) 量の見込及び提供体制の確保方策の考え方</p> <p>今後の提供体制の確保について詳細を知りたいので、現状、決まっている方針を記載してほしいです。</p> |
| 21 | P27-36 | <p>第4章 1. (4) 各年度における教育・保育の量の見込及び確保方策について</p> <p>それぞれの表の下に、分析や考察を載せたらどうでしょうか。表が更に活かされると思います。</p> |
| 22 | P27 | <p>第4章 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込及び提供体制の確保</p> <p>(2) 事業ごとの量の見込と提供体制</p> <p>「⑦こども誰でも通園制度」事業を追加。新しい制度なので、その意義やどこでどんな手続きをするのか、また、どのように利用できるのかなどの説明がほしいです。</p> |